

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年5月23日認可した。

平成19年6月1日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）五十石地区
//	単独県費補助土地改良事業（さく井改修事業）下沢地区